

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に規定する書類

(吸収分割会社の事前開示事項)

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

2024年7月16日

吸収分割に係る事前開示事項

愛知県名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員



中部電力株式会社（以下「当社」という。）は、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「吸収分割承継会社」という。）との間で締結した2024年7月1日付吸収分割契約に基づき、2024年8月19日を効力発生日として、当社が保有する中部精機株式会社（以下「中部精機」という。）の株式の全てを吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）を行います。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項）

添付書類1をご参照ください。

2. 分割対価の定めがないことの相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社施行規則第183条第1号）

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、当社に対して金銭等の交付は行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）

添付書類2をご参照ください。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号）

(1) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事業（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

5. 本件分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号）

(1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2024年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ4兆8,084億円程度及び3兆3,574億円程度です。

また、本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の額は5千万円程度、負債の額は0円となる見込みです。

上記に加え、2024年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュフロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

本件分割において当社から吸収分割承継会社に承継させる予定の債務はないことから、該当事項はありません。

以上

添付書類 1

吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）



吸収分割契約書

中部電力株式会社(以下「甲」という。)および中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (承継する権利義務等)

1. 本契約に定めるところに従い、甲は、甲が保有する中部精機株式会社の全株式(普通株式 112,000株、以下「本株式」という。)を、吸収分割(以下「本吸収分割」という。)の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 乙は、本吸収分割に際し、甲の従業員との間の労働契約ならびにその他の一切の債務および義務を承継しない。

第2条 (吸収分割の当事者)

甲および乙の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

甲： 吸収分割会社

商号： 中部電力株式会社

住所： 愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙： 吸収分割承継会社

商号： 中部電力パワーグリッド株式会社

住所： 愛知県名古屋市東区東新町1番地

第3条 (吸収分割に際して交付する分割対価)

乙は、本吸収分割に際して、第1条第1項に基づき承継する本株式の対価を支払わない。

第4条 (乙の資本金および準備金の額)

乙は、本吸収分割に際して、資本金および準備金を増加しない。

第5条 (効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「本効力発生日」という。)は、2024年8月19日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により、甲乙は協議のうえ合意によりこれを変更することができる。

第6条 (譲渡承認手続き)

甲は、本効力発生日までに、本株式の乙への承継について、中部精機株式会社の取締役会の承認を受けるものとする。

第7条 (分割承継)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定に基づき、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けずに本吸収分割を行う。

第8条 (本契約の変更または解除)

甲および乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、甲もしくは乙のいずれかの財産もしくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が判明もしくは発生した場合、またはその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、協議のうえ、本契約を変更もしくは解除することができるものとする。

第9条 (本契約の効力)

本契約は、前条に基づき本契約が解除された場合にはその効力を失う。

第10条 (規定外事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年7月1日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

甲

中部電力株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 林 欣吾



愛知県名古屋市東区東新町1番地

乙

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役 社長執行役員 清水 隆



添付書類 2

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
(会社法第 782 条第 1 項、会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

貸 借 対 照 表

2024年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	2,161,054	固 定 負 債	1,375,937
電 気 事 業 固 定 資 産	1,966,202	社 債	499,797
内 燃 力 発 電 設 備	99	長 期 未 払 債 務	508
送 電 設 備	569,429	リ ー ス 債 務	3,288
変 電 設 備	442,349	関 係 会 社 長 期 債 務	777,813
配 電 設 備	842,443	退 職 給 付 引 当 金	68,426
業 務 設 備	111,445	役 員 中 期 賞 与 引 当 金	51
貸 付 設 備	434	雑 固 定 負 債	26,052
附 帯 事 業 固 定 資 産	702	流 動 負 債	562,106
事 業 外 固 定 資 産	1,589	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	145,857
固 定 資 産 仮 勘 定	128,392	買 掛 金	50,347
建 設 仮 勘 定	128,392	未 払 金	46,044
投 資 そ の 他 の 資 産	64,167	未 払 費 用	40,468
長 期 投 資	10,565	未 払 税 金	32,758
関 係 会 社 長 期 投 資	770	預 り 金	2,202
長 期 前 払 費 用	7,269	関 係 会 社 短 期 債 務	147,189
前 払 年 金 費 用	10,032	諸 前 受 金	97,180
繰 延 税 金 資 産	35,561	雑 流 動 負 債	57
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 31	負 債 合 計	1,938,043
流 動 資 産	168,089	株 主 資 本	391,101
現 金 及 び 預 金	103	資 本 金	40,000
売 掛 金	105,062	資 本 剰 余 金	281,295
諸 未 収 入 金	41,621	資 本 準 備 金	10,000
貯 蔵 品	7,385	そ の 他 資 本 剰 余 金	271,295
前 払 費 用	511	利 益 剰 余 金	69,805
関 係 会 社 短 期 債 権	10,463	そ の 他 利 益 剰 余 金	69,805
雑 流 動 資 産	2,957	繰 越 利 益 剰 余 金	69,805
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 16	純 資 産 合 計	391,101
合 計	2,329,144	合 計	2,329,144

損 益 計 算 書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	803,618	営 業 収 益	905,758
電 気 事 業 営 業 費 用	801,966	電 気 事 業 営 業 収 益	903,820
内 燃 力 発 電 費 料	19	電 力 料	11,689
地 帯 間 購 入 電 力 料	34,132	地 帯 間 販 売 電 力 料	31,360
他 社 購 入 電 力 料	207,948	他 社 販 売 電 力 料	127,208
送 電 費	93,655	託 送 収 益	695,565
変 電 費	61,770	事 業 者 間 精 算 収 益	5,569
配 電 費	207,639	電 気 事 業 雑 収 益	32,340
販 売 費	19,897	貸 付 設 備 収 益	87
貸 付 設 備 費	24		
一 般 管 理 費	115,525	附 帯 事 業 営 業 収 益	1,937
賠 償 負 担 金 相 当 金	5,810	でんきの安全措置サービス事業営業収益	1,714
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 金	576	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	223
電 源 開 発 促 進 税	46,268		
事 業 税	8,697	営 業 外 収 益	4,195
附 帯 事 業 営 業 費 用	1,651	財 務 収 益	94
でんきの安全措置サービス事業営業費用	1,513	受 取 配 当 金	93
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	137	受 取 利 息	0
営 業 利 益	(102,140)	事 業 外 収 益	4,101
営 業 外 費 用	11,697	固 定 資 産 売 却 損 失	29
財 務 費 用	9,631	雑 損 失	4,072
支 払 利 息	9,631	当 期 経 常 収 益 合 計	909,954
事 業 外 費 用	2,065		
固 定 資 産 売 却 損 失	55	当 期 経 常 利 益	94,638
雑 損 失	2,010	税 引 前 当 期 純 利 益	94,638
当 期 経 常 費 用 合 計	815,315	法 人 税 等	26,192
当 期 経 常 利 益	94,638	法 人 税 等	18,209
税 引 前 当 期 純 利 益	94,638	法 人 税 等 調 整 額	7,983
法 人 税 等	26,192	当 期 純 利 益	68,445
法 人 税 等	18,209		
法 人 税 等 調 整 額	7,983		
当 期 純 利 益	68,445		

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2023年4月1日から2024年3月31日まで

(単位 百万円)

	株主資本						純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本 合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金		
当事業年度期首残高	40,000	10,000	271,295	281,295	1,359	322,655	322,655
当事業年度変動額							
当期純利益					68,445	68,445	68,445
当事業年度変動額合計	-	-	-	-	68,445	68,445	68,445
当事業年度末残高	40,000	10,000	271,295	281,295	69,805	391,101	391,101

額
百万円
105,758
103,820
11,689
31,360
27,208
195,565
5,569
32,340
87

1,937
1,714
223

4,195
94
93
0
4,101
29
4,072
909,954

個別注記表

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式及びその他有価証券は移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっており、耐用年数については主として法人税法の定めによっている。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

(3) 役員中期賞与引当金

取締役（社外取締役を除く）、取締役を兼務しない役付執行役員及び執行役員に対する業績連動中期賞与の支給に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上している。なお、支給額が確定した場合は未払費用に計上している。

4 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業は一般送配電事業であり、託送供給約款に基づいて託送供給を行う履行義務を負っている。当該履行義務を充足する収益は、検針により決定した電力量に基づき計上（検針日基準）している。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保資産及び担保付債務

担保提供資産

当社の全資産は、社債の一般担保に供している。

上記に対応する債務

社債

640,371百万円

2 有形固定資産の減価償却累計額

5,035,182百万円

3 保証債務等

借入金に対する保証債務

従業員（住宅財形借入ほか）

17,320百万円

送配電システムズ合同会社

638百万円

4 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権

10,557百万円

長期金銭債務

1,277,610百万円

短期金銭債務

289,396百万円

5 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

でんきの安全措置サービス事業

他事業との共用固定資産の配賦額

30百万円

(税効果会計に関する注記)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、地役権償却額、退職給付引当金、減価償却費損金算入限度超過額であり、回収可能性が認められないものは評価性引当額を控除している。

繰延税金負債の発生の主な原因は、前払年金費用である。

2 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用している。

これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従っている。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	当事業年度 末残高 (百万円)
親会社	中部電力㈱	(被所有) 直接 100.0%	社債発行 資金借入 運転資金融通 役員の兼任等	社債の発行(注1)	—	社債 1年以内に期限到来 の固定負債	499,797 140,574
				社債利息の支払(注1)	3,498	関係会社短期債務	663
				長期資金の借入(注2)	109,138	関係会社長期債務 関係会社短期債務	777,813 31,534
				短期資金の借入(注2)	106,421	関係会社短期債務	106,421
				借入利息の支払(注2)	6,109	関係会社短期債務	1,468
				運転資金の預入(注3)	2,728	関係会社短期債権	7,873
				運転資金の借入(注3)	45,421	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 中部電力株式会社に対して I C B (Inter Company Bond) を発行したものであり、同社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

(注2) 中部電力株式会社に対し I C L (Inter Company Loan) により借入れたものであり、同社の借入金等と同様の条件で利率を決定している。

(注3) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。また、取引金額は、期中の平均残高を記載している。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産	20,693円07銭
1株当たり当期純利益	3,621円46銭

事業報告

第5期

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

中部電力パワーグリッド株式会社

事業報告

2023年 4月 1日から

2024年 3月31日まで

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、中立性を確保しつつ、中部電力グループ各社等と適切な連携のもと、電力ネットワークの利便性を高めるとともに、地域・社会の発展を支えるため、電力の安定供給に努めております。

2023年度の中部エリアの需要電力量は、産業用電力の需要減や省エネ・節電影響などから、前年度と比べ1.3%減少し1,227億kWhとなりました。

売上高につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に基づく購入電力の卸電力市場への販売単価の低下などから、前年度と比べ18.8%減少し9,057億円となりました。

経常損益は、需要電力量の減少に伴う託送収益の減少はあったものの、レベニューキャップ制度導入に伴う託送料金の見直しや、需給バランス調整などを適切に実施するための調整力確保費用の減少などから、前年度と比べ884億円増加し946億円の利益となりました。

再生可能エネルギーの大量導入に伴う電源ポートフォリオの変化や、需給調整に関わる市場構造の複雑化などの影響により、需給バランスが厳しい状況がありましたが、お客さまや他の一般送配電事業者との連携も含めた系統運用・需給調整により周波数や電圧を適切に維持するとともに、日々の設備保守を確実に行うことで、中部エリアの安定供給に加え、全国の安定供給にも寄与してまいりました。

また、電力系統設備・運用の高度化や各種研究・実証に取り組むとともに、全国規模での最適な経済運用・レジリエンス確保を目的とする次期中央給電指令所システムの開発や、他エリアとの電力融通の拡大に向けた設備増強を着実に進めるなど、電力の安定供給と脱炭素社会の両立に向けた取り組みに努めております。

さらに、地域ごとの電力需給の多様化や、自治体をはじめとするお客さまのニーズに迅速かつ適切に対応するため、支社の再編などの組織見直しを行いました。各支社では、地域ごとのデータ分析に基づくさらなる設備投資の効率化やレジリエンスの向上、自治体の脱炭素化活動の支援、電力系統への早期接続など、サービスの拡大に取り組んでおります。

今後も、中部電力パワーグリッドビジョンの実現に向け、地域の未来像実現に貢献してまいります。

(2) 対処すべき課題

カーボンニュートラルに向け事業環境が大きく変容する中においても、分散型電源の遠隔制御による需給調整などの技術も組み合わせながら電力系統設備・運用の高度化を進めるとともに、太陽光発電をはじめとした自然変動電源の予測精度向上、他の一般送配電事業者と連携した広域的な需給運用の拡大などにより、電力品質の維持・向上に努めてまいります。

また、2024年1月の能登半島地震をはじめ、自然災害の多発・激甚化により安定供給の重要性がますます高まっております。当社は、更なるレジリエンス向上に向け、災害時連携計画に基づく他の一般送配電事業者や自治体等との連携強化や、非常時マイクログリッドをはじめとする次世代エネルギープラットフォームの構築などを進めることで、中部エリアの安定供給に加え、全国の安定供給に寄与してまいります。

一方、労務単価・資機材価格の上昇に伴う修繕費等の増加、需給調整市場に関連するボラティリティの高い収支状況などの厳しい環境下においても、安定した経常利益の確保に努めてまいります。当社の事業が持続的となるよう、事業の安定性を確保するための働きかけを続けるとともに、投資の費用対便益・プライオリティの見極めや低コストな代替策の検討による投資費用の削減に加え、かいぜん活動の推進などによる徹底した生産性向上を図ってまいります。また、当社の強みである面的な人財リソース・送配電事業を通じて培った技術や知見・顧客接点の多さ等を活かし、お客さまのニーズに応じたサービスの拡大に努めるなど、事業環境の変化に柔軟に対応し、ステークホルダーのみなさまとともに、中長期的な社会の持続的な発展に貢献してまいります。

当社は、従前より、企業の社会的責任を果たすため、CSR宣言に基づき事業活動を進めており、そのことがESG経営の深化や、SDGsの課題解決に貢献するものと考えております。今後とも、お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、業務品質を向上し、コンプライアンスを徹底することで、良き企業市民としての社会的責任(CSR)を完遂してまいります。

(3) 親会社との取引に関する事項

当社の親会社は、中部電力株式会社であり、同社は当社の株式を1,890万100株(出資比率100%)保有しております。

当社は、親会社との間で資金調達に関する取引を行っております。この取引の利率は、親会社の調達と同様の条件で決定しております。

当社取締役会は、このような取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認したうえで、その適正性・妥当性を判断しております。

(4) その他会社の現況に関する重要事項

当社において、当社の託送業務システムで管理しているお客さま情報が、中部電力ミライズ株式会社に漏えいした事案が判明しました。この件に関し、当社は、2023年4月17日、業務改善勧告を電力・ガス取引監視等委員会委員長から受け、同年5月12日、当該業務改善勧告に対応する報告を行いました。

また、当社において、経済産業省の再生可能エネルギー業務管理システムを閲覧するために当社に付与されたIDおよびパスワードを適切に管理しておらず、中部電力ミライズ株式会社が同システムでFIT認定情報を閲覧可能な状態としていた事案が判明しました。この件に関し、当社は、2023年4月17日、行政指導を資源エネルギー庁長官から受け、同年5月12日、当該行政指導に対応する報告を行いました。

当社は、これら事案について、小売電気事業者間の公正な競争を阻害するおそれのあるものとして重く受け止め、再発防止に向けて様々な対策に取り組んでおります。具体的には、取締役会の諮問機関として社外有識者を中心とした中立性評価専門委員会を設置し、独立した立場から再発防止対策に対する評価・提言をいただき、対策の実効性向上に取り組んでおります。あわせて、経営層からのメッセージ発信や行為規制に関する階層別・部門別の研修・職場ディスカッションを重点的に実施し、行為規制遵守に向けた意識醸成・風土改革に取り組んでまいりました。こうした取り組みの中で新たに検出できた事案については即時に課題解消を図るとともに、根本的な原因を明確にしたうえで、再発防止策の徹底に努めてきました。今後も、電力ネットワークをご利用いただくすべての方々に公平・中立であるために、行為規制遵守に努めてまいります。

2 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

3 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議しております。その内容は、次のとおりであります。

当社は、公正・透明性を経営の中心に据え、業務の適正を確保するとともに、一般送配電事業の中立性を確保するため、次の体制を整備する。また、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼される企業となるように努める。

ア 経営管理に関する体制

(ア) 業務執行に関する体制

- ・取締役会は、3か月に1回開催し、法令・定款所定の決議事項および経営上重要な事項を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により社外の視点からの監督を行う。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、職務執行状況の聴取などを通じて、取締役の職務執行を監査する。
- ・業務執行における重要な事項について多面的に検討するため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎月1回開催し、取締役会に付議する事項および社長が意思決定すべきその他重要事項の審議を行うとともに、業務執行状況等に関する報告を受ける。
- ・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制を採り、部・室の長等を務める役付執行役員・執行役員等に社長の権限を大幅に委譲し、特定分野の業務執行を役付執行役員・執行役員等以下で完結させる一方、その執行状況について、適宜、経営執行会議および取締役会に報告させる。
- ・取締役ではない役付執行役員・執行役員等についても、経営執行会議の構成員として取締役会決議案件の審議に参加させ、また取締役会において適宜議案の説明をさせること等により、経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離の防止を図る。
- ・取締役ならびに役付執行役員、執行役員およびその他の職員（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、社内規程において、各部門（本社室部、社長に直属するグループ・センター、支社および内部監査を担当する部署をいう。以下同じ。）および各部署ならびにそれらの長の業務分掌、権限等を定める。また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告する。
- ・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続において、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

(イ) 取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適切に行うため、社内規程において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(ウ) 内部監査に関する体制

- ・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部門を設置する。内部監査部門は、各部門の業務執行状況等を定期的に監査し、その結果を取締役会、社長および監査役に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

イ リスク管理に関する体制

- ・ 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう、組織、権限および社内規程を整備する。
- ・ 個々の事業または業務運営上のリスクを管理するために、本社室部長および社長に直属するグループ・センターの長を責任者（以下「リスクオーナー」という。）とするとともに、経営に重大な影響を与えるリスクを統合的に管理するために、企画室内にリスク管理部署を設置する。リスク管理部署は、リスクの把握・評価結果を取締役に報告する。
- ・ 個々の事業または業務運営上のリスクについては、リスクオーナーが、これを管理する体制を整備する。また、リスクオーナーは、計画の策定・実行にあたり、リスクを把握・評価のうえ、その結果に基づいてこれを管理する。
- ・ 経営に重大な影響を与えるリスクについては、リスク管理部署がリスクオーナーの報告を把握・評価のうえ、取締役会および社長に報告する。社長は、中部電力株式会社のリスクマネジメント会議に報告し、同会議において審議された対応方針を事業計画およびリスクオーナーが実施するリスク対策に反映する。
- ・ 非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生したときの情報伝達および対応について社内規程に定めるとともに、これら事象が発生したときに備え定期的に訓練等を実施する。
- ・ 法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および社内規程類を整備し、適切に運用する。

ウ コンプライアンスに関する体制

- ・ コンプライアンス経営を推進するため、その責任者としてCCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を置き、社長をこれに当てるとともに、取締役会の監督のもと、社長を議長とし、社外委員および監査役を加えたコンプライアンス推進会議を設置する。
- ・ 法令および社会規範の遵守に関する理念ならびに取締役等が遵守すべき基本的事項を定めた中部電力グループコンプライアンス基本方針、中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針および中部電力グループ税務方針を職員に対し周知する。
- ・ コンプライアンスの定着を図るため、取締役および管理職員を対象とした啓発活動を実施し、管下職員への適切な指導・監督に当たらせるとともに、職員に対し各種研修を行う。
- ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「ヘルプライン」を社内および社外に設置する。なお、ヘルプラインの利用者の保護について、社内規程を定める。
- ・ 独占禁止法において禁止される行為を未然に防止し、公正かつ自由な競争に基づく事業活動を確保するため、違反行為等への処分および調査協力について、社内規程を定める。
- ・ 反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、社内規程類を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

エ 一般送配電事業の中立性確保に関する体制

- ・ 一般送配電事業の中立性の確保を図ることを目的に、電気事業法、電気事業施行規則および適正な電力取引についての指針（公正取引委員会、経済産業省制定）に基づき、当社が講じる体制およびその他電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するために必要な措置を社内規程類に定める。
- ・ 一般送配電事業の中立性確保に関する責任者として行為規制担当役員を置くとともに、社長を行為規制遵守統括責任者、本社室部、社長に直属するグループ・センターおよび支社の長を行為規制遵守責任者ならびに各部署の長を行為規制遵守推進者とし、行為規制等遵守に関する役割お

よび責務を明確にする。

- ・行為規制遵守責任者は、原則として年 2 回、当該部門および支社に係る行為規制等の遵守状況を行為規制遵守統括責任者および行為規制担当役員に報告する。ただし、経営に影響を及ぼす重要な事象が生じた場合は、行為規制遵守統括責任者および行為規制担当役員に対して、すみやかに報告する。
- ・執行部門から独立した組織として社長直属の品質改革推進室を設置し、本社室部、社長に直属するグループ・センターおよび支社の行為規制等の遵守状況に係る定期的なモニタリングを行う。また、モニタリング結果を取締役会、社長および行為規制担当役員に報告するとともに、行為規制等に係る品質管理の更なる高度化に向けて提言する。
- ・取締役会の諮問機関として、社外委員を過半数とする中立性評価専門委員会を設置し、独立した立場から、行為規制等に係る体制および運用等を評価し、意見を述べる。
- ・内部監査部門は、行為規制等遵守の体制および運用状況について監査し、その結果を取締役会、社長、監査役および中立性評価専門委員会に報告するとともに、必要に応じ部門に改善を勧告する。

オ 監査に関する体制

(ア) 監査役職務を補助すべき職員に関する事項

- ・監査役職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査グループを設置するとともに、必要に応じ監査特命役員を置く。
- ・監査グループには、監査役の意向を踏まえた員数の職員を置く。

(イ) 監査役職務を補助すべき職員の独立性および当該職員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査グループに所属する職員および監査特命役員は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、取締役の指揮・命令を受けない。
- ・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査グループに所属する職員および監査特命役員に不利益を及ぼさない。
- ・監査グループに所属する職員の異動および評定ならびに監査特命役員の選任および解任にあたっては、監査役の意向を尊重する。

(ウ) 監査役への報告に関する体制

取締役等は、次のとおり、職務執行状況等について監査役に報告する。

- ・取締役会および経営執行会議の付議事項について、監査役からの求めに応じ報告する。
- ・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
- ・部門ごとに原則として年 1 回、当該部門に係る職務執行の状況を監査役に報告する。
- ・重要な決裁文書については決裁後すみやかに、また業務執行に係るその他の文書類についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。

(エ) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- ・取締役等は、監査役、監査グループに所属する職員または監査特命役員に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。
- ・監査役および取締役等は、監査役に報告した者が望まない場合、正当な理由なく、その者の氏名等個人を特定できる情報を社内または社外に開示しない。

(オ) 監査費用等に関する事項

- ・監査役が職務上必要と認める費用等を請求したときは、すみやかに当該費用等を支払う。

(カ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ・ 監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べることができる。
- ・ 社長は、定期的に監査役と経営全般に関し意見交換する機会を設ける。
- ・ 内部監査部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と調整するとともに、実施結果を監査役に報告する。

カ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 親会社との関係に係る体制

- ・ 当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針およびグループ運営に関する規範に沿って同社と密接な連携のもとに業務を遂行する。

(イ) 中部電力パワーグリッドグループの体制

- ・ 中部電力パワーグリッドグループの業務の適正を確保するため、グループ会社を統括する部門を設置し、グループ会社全般に関する経営戦略・方針の立案を行うとともに、社内規程類を整備し、経営上の特に重要な事項について協議または報告を求めるなど、グループ会社の経営管理を行う。また、グループ会社を統括する部門は、グループ会社の事業の概況を当社監査役に報告する。
- ・ グループ各社のリスクについては、各社が把握・評価・管理する。
- ・ 当社とグループ会社との会議体等において、当該会社の経営施策と併せて経営に重大な影響を与えるリスクについて確認する。当社監査役は、これらに出席のうえ、意見を述べることができる。
- ・ 当社の取締役等ならびにグループ会社の取締役等および監査役は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、すみやかに状況把握を行うとともに、当社監査役および経営執行会議に報告する。
- ・ 中部電力パワーグリッドグループにおけるコンプライアンス推進のため、各社は、中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に加盟する。また、グループ各社のコンプライアンス経営を推進するため、各社において、コンプライアンス推進会議またはコンプライアンス担当の取締役等・部署の設置その他推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
- ・ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社が必要に応じ自ら内部通報の窓口を設ける。
- ・ 当社の取締役等または監査役に、必要に応じグループ会社の取締役または監査役を兼務させる。
- ・ 当社の内部監査部門は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行い、その結果を取締役会、社長および監査役に報告する。

(注) 当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」について、2020年4月1日開催の取締役会において決議し、その後適時適切に内容を改定しております。

2023年度は、2024年3月28日開催の取締役会において、同年4月1日付で一部改定する決議をいたしました。改定内容は、次のとおりであります。

- ・ リスク管理の運用変更
- ・ 独占禁止法に係る体制の整備

(2) 体制の運用状況の概要

「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、次のとおりであります。

ア 経営管理に関する体制

2023年度において取締役会は12回開催され、法令および定款所定の事項ならびに経営上重要な事項について審議して決議している。このほかの業務執行における重要事項については、経営執行会議において審議または報告している。

社外取締役は、取締役会へ出席するほか、代表取締役との定期的な意見交換等を通じ、社外の視点から取締役の職務執行を監督している。

また、グループ内部監査を含め内部監査の実施結果は、随時、取締役会、社長および監査役に報告している。

このほか、中部電力グループCSR宣言を実践するための基本方針として、中部電力グループコーポレート・ガバナンス基本方針を制定している。

イ リスク管理に関する体制

個々の事業または業務運営上のリスクはリスクオーナー（本社室部長および社長に直属するグループ・センターの長）が管理する体制を整備しており、経営に重大な影響を与えるリスクはリスク管理部署が把握・評価し、適切に取締役会へ報告している。また、これらのリスクは、中部電力株式会社リスクマネジメント会議へ報告された後、リスクの対応方針の審議を受け、事業計画やリスク対策にも反映している。

非常災害の発生に備え、全社的な防災訓練等が実施され、非常時の体制および対応について確認している。

なお、2020年4月1日に設置した新型コロナウイルス対策本店統合本部は、5類移行にともない、新型コロナ対策に伴う非常体制を解除し、2023年5月8日に解散した。

ウ コンプライアンスに関する体制

コンプライアンス推進会議では、中部電力グループコンプライアンス基本方針および中部電力グループ贈収賄・腐敗防止方針に基づくコンプライアンス推進施策の策定、その実施状況の確認を行うとともに、ヘルプラインへの相談事項に関する報告、その対応方針の検討等を行なっている。ヘルプラインへの相談のなかで対応が必要な事象については、すみやかに事実確認が行なわれ、適切に対処している。

エ 一般送配電事業の中立性確保に関する体制

行為規制担当役員を配置し、行為規制担当役員、行為規制遵守統括責任者（社長）、行為規制遵守責任者（本社室部、社長に直属するグループ・センターおよび支社の長）ならびに行為規制遵守推進者（各部署の長）を配置し、行為規制遵守に関する役割および責務を明確化している。

2023年度は託送業務で知りえたお客さま情報の漏えいおよび閲覧事案に関する再発防止対策を踏まえ、行為規制遵守責任者により法令遵守計画の見直しを実施している。

品質改革推進室は、本社各室部・支社を対象に再発防止対策に関するヒアリングを実施し、その結果を中立性評価専門委員会へ報告し、行為規制等に係る体制及び運用等について評価・提言を受け、再発防止策に反映している。

また、内部監査部門は、行為規制遵守の体制および運用状況について監査し、取締役会、社長、監査役および中立性評価専門委員会へ報告している。

オ 監査に関する体制

監査役直属の監査グループが設置され、監査グループに所属する職員および監査特命役員について取締役からの独立性を確保している。

監査役は、取締役会、経営会議およびその他重要な会議への出席、職務執行状況の聴取ならびに重要な決裁文書の閲覧等を実施するとともに、定期的に社長と経営全般に関し意見交換を行い、内部監査部門および会計監査人から随時報告を受けること等により、取締役の職務執行全般を監査している。

また、監査役に報告した者が不利益を受けないことを確保するための体制および監査役の職務について生ずる費用等に関する事項等について、適切に運用している。

カ 当社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社からの定期的な報告を通じ、グループ会社の経営状況やリスク管理状況について適切に統括・管理している。

中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加するとともに、グループ各社のコンプライアンス推進を支援している。

事業報告に係る附属明細書

第5期

2023年4月1日から

2024年3月31日まで

中部電力パワーグリッド株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

中部電力パワーグリッド株式会社

第5期

自 2023年4月1日

至 2024年3月31日

有限責任 あずさ監査法人

2024年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

中部電力パワーグリッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 国良

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村井 達久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福田 真也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中部電力パワーグリッド株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

私たちは、取締役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、監査役間で分担し以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社および関連会社については、それらの取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて各社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行および事業報告の記載内容についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載されている託送業務で知り得た情報の漏えい事案等について、再発防止策およびその実効性を引き続き確認してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

中部電力パワーグリッド株式会社

監査役（常勤）

花井 浩



監査役（常勤）

松澤 光



監査役

澤柳 友之



本書は原本と相違ないことを証明します。

2024年7月16日

愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

社長執行役員

林 欣吾





本會...
日...
...
...
...
...
...

